

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年8月24日現在）

資料 1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
Ⅰ 経済統計の 体系的整備の推 進	1 経済構造を把握する統計の整備・改善	・経済構造統計の体系的整備について								
		・経済構造を機動的に把握するための統計整備について(デジタル経済・グローバル化等)			△				○ 経済のデジタル化やグローバル化の進展を踏まえ、統計整備が必要な新たな経済活動等を機動的に把握するための枠組みの構築に向け、既存の統計調査との役割分担や報告者負担に配慮した一般統計調査の実施を軸として、検討を開始する。【総務省、経済産業省、関係府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 （主な意見） ・新たな統計調査の創設ありきで議論するのではなく、まずは既存の統計調査や各種情報の有効活用を検討し、その上で新たな統計調査の必要性や対象とする範囲を整理すべきではないか。 ・デジタル化やグローバル化で具体的にどのようなデータが必要なのか、まず整理をするべきではないか。
	2 サービス産業・企業 関連統計の整備・改善	・サービス部門に関する基幹統計の整備について			△				○ サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQ Eなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備の可否及び既存の一般統計調査との重複是正などについても併せて検討し、結論を得る。【総務省、経済産業省；令和6年度末（2024年度末）までに結論を得る。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 なお、第1WGで指摘のあったサービス産業動向調査と経済構造実態調査等との調査項目のシームレス化については、調査項目が複雑となり、早期化とあわせて対応することが困難との説明が調査実施者からあり、了承された。 （主な意見） ・基幹統計化について、もっと積極的な書きぶりにしてもよいのではないか。 ・統計調査の見直しの際は、報告者との対話を行う等、丁寧な対応をお願いしたい。また、基本的考え方に「報告者負担も考慮」を入れるべき。 ・公表早期化についての検討の方向性は適当
		・第3次産業活動指数の精度向上について			◎				○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、引き続き精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。【経済産業省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり
		・法人企業統計調査の精度向上に向けた取組について			◎				○ 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。【財務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】 ○ 標本抽出方法の見直しについては、担当府省における直近の状況の検証の結果、他の階層と比較して特に精度上の問題はないことが判明し、それを踏まえて学識経験者を交えた研究会において令和4年度までに結論を得る予定としていることから、次期基本計画に記載する必要性は乏しいのではないか。	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり （主な意見） ・新型コロナウイルス感染症の影響とは具体的に何か。 →欠測値の補完に過去値を用いることが難しくなったことを指す。
	3 経済統計の改善に向けた基盤整備	・事業所母集団データベースの整備・利活用について								
		・各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善について	△		△				○（統計調査における売上高等を税込額に統一して集計、公表するための手法を定めたガイドラインの推進・拡大を図る課題）については、ガイドラインに沿った対応が着実に進捗している状況から、次期基本計画に引き続き盛り込む必要性は乏しいのではないか。 ○（統計調査における売上高等の税抜額記入の導入について検討する課題）については、大企業は税抜記入、個人企業は税込記入の希望が多いなど報告者により記入しやすい方法が異なる。したがって、報告者が回答しやすい方法を選択できることが報告者負担の観点から重要と考える。現行基本計画に例示された経済センサス-活動調査においては、既に、税抜き・税込みを選択できる方式が採用されており、現行の把握方法を見直し、統一的に税抜額記入を求めることを次期基本計画に引き続き盛り込む必要性は乏しいのではないか。 ○「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」については、ガイドラインの見直しを令和4年度に実施することとしていることから、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいのではないか。	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 （主な意見） ・「統計への利用の観点から、インボイス制度の今後の進展を注視する」ことを、次期基本計画に記載してはどうか。 ・労働者区分のガイドラインについては、働き方の多様化に合わせて、今後見直しが必要になることも考えられることから、次期基本計画にも引き続き記載しておく必要はないか。 →第3WGで働き方の多様化について審議することで了承

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年8月24日現在）

資料 1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
Ⅱ 経済活動の グローバル化に対 応した統計の整備	1 グローバル化に対 応した統計の整備	・貿易統計と事業所母集 団 D B の収録情報の接 続の可能性の検討 ・海外事業活動基本調査 について外為法の届出情 報等の活用			△				○ 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成について、事業 所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への 影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。【財務省、総務 省；令和 5 年度（2023年度）から実施する。】 ○ 海外事業活動基本調査の取組については、外国為替及び外国貿易法の届出情報の入手が困難な状 況を踏まえ、これまで前年の調査結果に加え、経済産業省企業活動基本調査や民間データベースの情報な ど、利用可能な情報を活用することで、母集団名簿の整備に係る対応可能な措置はとられており、外部から の指摘を受けるなど、調査結果の精度についても特段の疑義は生じていないことから、外国為替及び外国貿 易法の届出情報を活用しなくても、適切な統計調査の実施に支障が生じていないものと判断され、次期基 本計画に記載する必要性に乏しいのではないか。	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 （主な意見） ・貿易統計のマイクロデータの分析を行っているため、いず れ、分析結果を提供したい。 ・海外事業活動基本調査における外為法の届出情報の 活用について、引き続き議論を重ねることが必要ではない か。
		・ S D G グローバル指標の 整備の推進について							○ 内閣官房及び総務省は、統計委員会や各府省と連携を図り、引き続き S D G グローバル指標の対応 拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力 も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。【内閣官房、総務省；令和 5 年度（2023年 度）から実施する。】 ○ 各府省は、統計委員会の知見を活用するとともに、Web会議システムやテレワークなども活用しつつ、① 国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派 遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平 洋統計研修所（ S I A P ）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。【各 府省；令和 5 年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正⇒第 3 回会合で了承 （修正は下線部のとおり） （主な意見） ・体制の充実については、関係府省の窓口の特定やリ ソースの確保など、より具体的に記載すべきではないか。 ・ 国際機関に提供できていないデータの検討に当たっ ては、行政記録情報等の利活用も視野に入れる必要があ るのではないか。
	2 国際比較可能性 の向上		△		◎				○総務省は、統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省 間と連携し、 <u>政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大</u> 、国際機関における統計関係の 議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、 <u>総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググ ループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討</u> 体制の充実を図る。 【総務省、各府省；令和 5 年度（2023年度）から実施する。】	
		・国際的な動向のよりの 確な把握について								

第2WG（経済統計）審議状況（令和4年8月24日現在）

資料 1

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	課題概要	第1回 (7/22)	第2回 (8/8)	第3回 (8/18)	第4回 (8/30)	第5回 (9/12)	第6回 (9/27)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
Ⅲ 個別分野に 関する統計の整備	1 環境に関する統計 の充実・整備	・廃棄物等循環利用量実 態調査等の精度向上につ いて		△					○ これらの統計に関しては、環境省の検討会において精度向上に向けた継続的な取組が進められている。家庭部門のCO2排出実態統計調査が一定の対応がなされているとして、第Ⅲ期基本計画から別表（今後5年間に講ずる具体的施策）に不掲載となった経緯があることを踏まえると、次期基本計画に記載する必要性は乏しいのではないか。	【審議結果】 基本的な考え方（案）を修正 （主な意見） ・環境はいま注目される分野であり、今後の取組などを次期基本計画に書き込んでどうか。 ・調査結果をどのように政策に結びつけるのが重要である。
		・家庭部門のCO2排出実 態を詳細に把握するた めの統計等の整備								
	2 観光に関する統計 の精度向上	・宿泊旅行統計調査等の 精度向上について		◎					○ 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。【観光庁；令和5年度から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり （主な意見） ・ 宿泊者数だけでなく、金額ベースの把握も重要である。民間データ（旅行サイト）等、多様な情報源の活用を検討できないか。 ・ 従業員数の把握も、観光需要を分析する上で有益な指標である。 ・ 訪日外国人消費動向調査の利活用はどのようになっているのか。SNAとの関係はどうか。 → 国際収支統計の推計に利用されている。
		・訪日外国人の消費動向 の的確な把握について								
	3 建設・不動産に関 する統計の整備	・建設総合統計の精度向上に 向けた取組について								
		・土地所有及び利用状況の全 体像の把握について								
	4 農林水産統計の 整備・改善・利活用	・農業経営統計調査や作物 統計調査の調査実施 方法の一層の効率化につ いて		◎					○ 農林水産省は、農業経営統計調査の営農類型別統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、省内外の統計データ等を収集・分析する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、オンライン回答率向上に向けた取組を推進する。【農林水産省；令和5年度から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり （主な意見） ・ 農林水産統計は充実しているものの、統計調査の見直し、検討は引き続き必要ではないか。 ・ オンライン調査の導入に当たっては、調査全体として報告者の回答をスムーズにすることが重要であり、オンライン回答率の向上だけを追い求めることのないように留意してほしい。 ・ 昨年7月の統計委員会において、農業経営統計調査に係る答申採択の際に部会長メモとして提示した検討課題（農林業センサスにおける個人経営体の分類）については、同センサスの今後の諮問に向けてしっかりと検討を進めてほしい。
	5 物価に関する統計 の改善	・C P I の精度向上に向 けた取組について	◎						○ 総務省は、消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。 【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】	【審議結果】 基本的な考え方（案）のとおり （主な意見） ・ 2020年基準ウェイトについては国際的にも新たな手法が出てきているため、注視していただきたい。